

公 示

筑波大学 IMAGINE THE FUTURE. Forum 研究スロット棟（仮称）等新営その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての一般競争参加者の資格の申請について

筑波大学 IMAGINE THE FUTURE. Forum 研究スロット棟（仮称）等新営その他工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札は、単体有資格者（以下「単体」という。）又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）により一般競争を行います。

については、次のとおり筑波大学 IMAGINE THE FUTURE. Forum 研究スロット棟（仮称）等新営その他工事に係る共同企業体の一般競争参加資格の申請を受け付けます。

令和 7 年 9 月 22 日

国立大学法人筑波大学契約担当役

財務担当副学長 氷見谷 直 紀

記

1 工事概要等

- (1) 工事名 筑波大学 IMAGINE THE FUTURE. Forum 研究スロット棟（仮称）等新営その他工事
- (2) 工事場所 茨城県つくば市吾妻 2 丁目 10-1, 3, 4, 5
- (3) 工事概要 本工事は、本学の吾妻二丁目職員宿舎の跡地に「ニーズドリブン型産学共同研究を目的とし、複数の民間企業や各種研究機関、大学（研究者、教職員、学生等）の利用を想定した研究室の集合体である研究スロット棟、研究スロット棟の入居企業関係者がイノベーションを喚起するための様々な機能を持たせたオープンスペース、大小複数の会議室やイベントホール等を備えた研究施設」として整備する大学施設（鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地上 5 階建、建築面積 6,389 m²、延床面積 25,692 m²）の新営工事である。なお、本工事に関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
- (4) 工期 契約締結日の翌日から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで

2 一般競争参加資格審査申請書の提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 提出期間

令和7年9月24日（水）から令和7年10月22日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。

(2) 提出場所

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人筑波大学施設部 施設企画課（工事・経理）

電話 029-853-2282

(3) 提出方法

持参、郵送又は託送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期間内必着。）すること（電送による提出は認めない。）。

3 共同企業体の構成員の数及び資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される共同企業体であること。

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程（平成16年法人規程第25号）（以下「財務規程」という。）第46条及び第47条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第46条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省または国立大学法人筑波大学において令和7・8年度の建築一式工事の一般競争参加者の資格を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定）第1章第4条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記2の点数）が、1,200点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては、900点以上であること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 総合評価の評価項目に示す「工事全般の施工計画」の欠格に該当しないこと（入札説明書参照）。
- (5) 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
- ①共同企業体の代表者
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の地上2階建以上かつ延べ面積12,800m²以上の建築物（住宅除く。）

②共同企業体の代表者以外の構成員

鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の地上2階建以上かつ延べ面積6,400m²以上の建築物（住宅除く。）

- (6) 共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
- (7) 共同企業体の構成員の数は、2社又は3社とする。
- (8) 共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。
- (9) 共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の6を下回らない範囲とすること。
- (10) 共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。
- (11) 共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
 - ・一級建築士の資格を有する者
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ② 平成22年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事を施工した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
 - ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ④ 配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
 - ⑤ 共同企業体の代表者以外の構成員については、上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
 - ⑥ 本工事において、建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。
- (12) 上記2(1)の受付期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は国立大学法人筑波大学から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年1月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けていないこと。

- (13) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (14) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。
- (15) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照）。
- (16) 建設業法施行規則第18条の2に定める経営事項審査を受審していること。

4 資格の有効期間

資格の認定があった日から本工事の完成・引渡しが完了する日までの間とする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

5 提出書類

共同企業体の代表者である構成員は、次のとおり申請書及び添付書類を上記2(2)へ提出しなければならない。なお、申請書及び添付資料の作成にあたっては、別添「一般競争参加資格審査申請書作成及び提出上の留意事項」を参照すること。

- (1) 一般競争参加資格審査申請書（建設工事）
- (2) 営業所一覧表
- (3) 経営事項審査結果通知書の写し
- (4) 納税証明書（法人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の三、個人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の二の未納の税額がないことの証明）の写し（発行日が申請日の3か月以内のものに限る。）
- (5) 文部科学省または国立大学法人筑波大学が発行した令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し（共同企業体各構成員にかかるもの）
- (6) 委任状
- (7) 誓約書
- (8) 特定建設工事共同企業体協定書の写し
- (9) 特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表

6 一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体の取扱い

上記3(2)の認定を受けていない者を構成員に含む共同企業体も上記2により申請することができるが、共同企業体としての資格が認定されるためには、認定を受けていない

構成員が上記3（2）の認定を受けることが必要である。

この場合において、上記3（2）の認定を受けていない構成員が、本工事に係る開札のときまでに上記3（2）の認定を受けていないときは、共同企業体としての資格がないと認定する。

7 その他

- (1) 共同企業体の名称は、「△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
- (2) 同一の者が二以上の共同企業体の構成員となって申請することはできない。
- (3) 本工事に共同企業体として競争参加資格確認申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書を提出することはできない。(事業協同組合についても同様とする。)
- (4) 入札説明書11に示した提出書類については、当該項目の定めに従い共同企業体の代表者である構成員が提出すること(上記2及び5に示した提出書類と区別すること。)。
- (5) 一般競争参加資格の審査結果については、入札説明書11（6）に示す競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

別添

一般競争参加資格審査申請書作成及び提出上の留意事項

共同企業体の一般競争参加資格申請書及び添付資料作成及び提出にあたり、下記を留意の上、作成及び提出をすること。

- (1) 一般競争参加資格審査申請書（建設工事）（様式1－1、1－2） …… 1部
 - ① 共同企業体の代表者が作成すること。
 - ② 許可番号、住所等は、共同企業体の代表者のものを記載すること。
 - ③ 商号又は名称は、△△・□□特定建設工事共同企業体と記載すること。
 - ④ 担当者電話番号は、実際に連絡に使用する支店等のものを記載すること。
 - ⑤ 営業年数は共同企業体の構成員のうち最も営業年数の少ない年数を記載すること。
 - ⑥ 希望工事区分は公告した業種の番号の欄に○を記入すること。
- (2) 営業所一覧表（様式2） …… 1部
 - ① 共同企業体の代表者が作成すること。
 - ② 今回の工事に対する共同企業体として関係している営業所のみを記載すること。
- (3) 経営事項審査結果通知書の写し …各1部
 - ① 共同企業体構成員それぞれにおいて申請日における最新のものであること。
 - ② 複写機等によりA4版に縮小した鮮明なものであること。
- (4) 納税証明書の写し …各1部
 - ① 共同企業体構成員それぞれにおいて発行日が申請日の3か月以内のものであること。
 - ② 法人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の三、個人の場合にあっては国税通則法施行規則別紙第九号書式その三又はその三の二の未納の税額がないことの証明を提出すること。
- (5) 文部科学省または国立大学法人筑波大学が発行した令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写し ……各1部
- (6) 委任状（様式3） …… 1部
 - ① 代表者に資格審査に係る事務処理及び入札等に関する委任を行うものである。
- (7) 誓約書（様式4） …… 1部

- ① 技術者を工事現場に専任で配置することを誓約する内容である。
- ② 共同企業体全構成員連名によるものとすること。

(8) 特定建設工事共同企業体協定書の写し（様式5） …… 1部

- ① 共同企業体全構成員連名によるものとすること。

(9) 特定建設工事共同企業体の事務担当者等連絡表 …… 1部

(10) 一般競争入札競争参加資格確認申請書受付表 …… 1部